様式第九号（第十八条関係）

○　○

甲

収　去　証

記　号	
番　号	

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　平成　年　月　日午前後　時
7　収去場所

健康増進法第61条第１項（同法第63条第２項及び第66条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。

平成　年　月　日

収去者　所属庁 職 所属庁印　氏　名㊞

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の２片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　○

（別紙）

＜教示＞

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

＜参照条文＞

○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）

（特別用途食品の検査及び収去）

第61条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

２～５　（略）

（権限の委任）

第69条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

４・５　（略）

備考
1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

様式第九号（第十八条関係）

○　○

甲

収　去　証

記　号	
番　号	

1　被収去者の住所又は営業所所在地
2　被収去者の氏名又は法人名
3　収去品名
4　収去数量
5　収去目的
6　収去日時　平成　年　月　日午前後　時
7　収去場所

健康増進法第27条第１項（同法第29条第２項及び第32条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。

平成　年　月　日

収去者　所属庁 職 所属庁印　氏　名㊞

備考

※教示事項について（別紙）参照

備考
1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。
2　所属庁印は、赤色とする。
3　この用紙は、甲片及び乙片の２片とする。
4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証（控）」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○　○

（別紙）

＜教示＞

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）。

＜参照条文＞

○健康増進法（平成14年法律第103号）（抄）

（特別用途食品の検査及び収去）

第27条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

２～５　（略）

（権限の委任）

第35条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

４・５　（略）

備考
1　教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
2　教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。